

平成27年11月16日（月）

第142回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（11：30～11：55 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○増田委員長

それでは、委員会の概要について御説明いたします。資料は配付されたとおりであります。

今日は、野村證券株式会社の人々に来ていただきまして「海外の郵政事業体の動向について」のヒアリングを行ったのと、事務局から「今後の郵政民営化の推進の在り方について」の説明がありました。

まず、1点目の「海外の郵政事業体の動向について」ですけれども、それぞれの事業体の財務数値、株価評価、事業戦略の比較について説明がありました。直近で上場したものもありますし、上場してからかなり長い期間経っているものもありますし、上場しているヨーロッパ7社、アジア2社、全体9社について説明してもらったということです。

内容についてはお手元の資料のとおりであります。

2点目の「今後の郵政民営化の推進の在り方について」は、ワンペーパー、お手元に配られているかと思いますが、11月4日の上場がありましたので、それを踏まえて内容を整理したものであります。最初の方の○に書いてあります。

あと、二つ目の○のところに書いてあるように「更に、下記の事項について情報収集を行ってはどうか」ということで、海外の郵政事業の動向については、今日、ヒアリングをしましたけれども、その他の件について情報収集を行っていきたいと考えています。

それから、11月4日に3社が上場していますので、そちらの方の影響を考えて、当面、これから審議の案件によっては当委員会の調査審議内容を非公表とすることもあり得るということで取り運ぶことといたしました。

以上が今日の審議項目についてです。委員からはこの委員会の中で発言が幾つかございましたので、その点について御紹介しておきたいと思います。

始めに、海外の郵政事業体の動向です。日本の場合、ユニバーサルサービスの確保が義務付けられているわけですが、投資家から赤字になるのであればユニバーサルサービスにこだわらないで収益を上げるべきだという話が海外の方で出てきていないのかどうかという質問がありました。

これに対して、今日来られた方から、ユニバーサルサービス確保の方策については各国なりに考え方方が違っている部分もあると思われるけれども、各国そ

れなりの方法で対応しようとしているようだと。合理化、商品戦略、ネットワークの整備、海外への進出と色々考えられる。それから、料金値上げということで考えているところもある。郵便は減っているわけですが、小包は全体的には増えている国が多いわけで、また、その他の付加価値をつけて収入を得る方法もある。今後に向けてですが、各社のやり方で対応していくと考えられるというのが今の問い合わせに対するお答えがありました。

それから、次の問い合わせですが、シンガポールポストの事業別のポートフォリオを見ていくと、ロジスティクス事業の収益を伸ばしていく方向で今日の資料が書かれてありました。今後、このシンガポールポストはアジア地域での展開もより積極的に行っていく方針なのかどうかという質問がありました。

回答は、シンガポールポストは、人口が増加している国で、しかも非常に狭い国土でサービスを提供しているので、郵便事業自体が非常に効率良く、高い収益性を確保している。しかし、将来的な郵便事業の縮小を見越して、これまで得られた、あるいは、今、得ている収益を生かして、小包分野、ロジスティクス分野への出資などによって、よりアジア地域に出ていって収益を上げるような拡大戦略を目指していくというふうに理解しているということでした。

それから、三つ目の問い合わせです。成長施策のポイントとして「郵便局ネットワークの有形無形資産の価値の顕在化」と資料の中に書いてあるのです。これは各国共通で、郵便局ネットワークの有形無形資産の価値の顕在化を図ろうとしているということを書いてあるのですが、この点について、今、各国でどんなふうにとり行われているかということです。

これに対しての答えです。例えば、英国では、郵便事業の効率化のために、一つは料金値上げ、それから局の削減をしているということが現実にあるのですが、ただ、郵便局ネットワークを維持するという考え方で、そのネットワークを持っているから価値があり、そして郵便局、あるいは郵便事業の信頼性が高まるという考え方はどの国でも存在しているものと理解しているという話がありました。

あと、二つほど意見があったのですが、ドイツの郵政事業体。あそこはロジスティクスの方は外へ相当出でていっているのですが、金融事業が余り上手くいかなくて、ドイツ銀行の方に吸収されたり、色々な変遷をたどっているのです。金融事業が上手くいかなかったのは日本と比較してなぜだろうかという質問がありました。ドイツの金融事業体であるポスト銀行ですけれども、全体の規模が、日本のゆうちょ銀行やかんぽ生命保険と違って圧倒的に小さかった、存在感が余りなかったということがあるのではないかということがありました。

あと、ドイツポスト。こちらは郵便物流事業です。このドイツポストは成功しているのですけれども、それは、M&Aなどの戦略を駆使したものなのかも

うかという質問がありまして、基本的にM&Aを中心とした成長という側面は強いという話がありました。まず、郵便事業自体を効率化した後、98年頃から欧州のメールのM&Aを、2005年頃からロジスティクスのM&Aを積極的に展開して、今現在、アジアなどにも積極的に乗り出してきている。そういうM&A戦略を中心に拡大してきたという話がありました。

委員会の中での質疑は以上のとおりであります。

次回委員会の開催については、現在調整中です。

私からは以上です。

○記者

かんぽ生命保険の旧契約の再保険のことについて伺いたいのですが、まず、旧契約の契約者が再保険のことを知っていると増田委員長は思われますか。

○増田委員長

私のところに判断材料はないですね。それは答えられない。

○記者

この間、上場の日の会見でかんぽ生命保険の石井社長に聞いたら、郵政民営化委員会で透明な議論がされたから、理解されていないことはないと。要するに、理解されていると言ったのですが、それは必ずしも正しいとは言えないですか。

○増田委員長

いいえ、そうは言っていないくて、知っているかどうかということについて委員会で判断する材料はないので答えられない。

○記者

増田委員長はどう思われますか。

○増田委員長

個人的にも材料はないから。

○記者

そうですか。

○増田委員長

良いとか悪いとか、石井社長が言っていることをどうのこうのは言っていません。

○記者

もう一回はっきりお願いします。石井社長が言っていることと。

○増田委員長

だから、委員会としてのコメントはしない。

○記者

分かりました。

○増田委員長

もう一回言うと、郵政が民営化された後、この問題について上乗せ規制があることを民営化が進む段階でどのように考えていくかというのが民営化委員会で判断する事項なので、たしか、これは以前一度申し上げたかと思うのですけれども、基本的には民営化委員会としてはそういうスタンスで臨みたいと思います。

○記者

旧契約者に再保険契約の中身、かんぽ生命保険が2割取るということを通知していないことはどう思いますか。御意見を伺いたい。

○増田委員長

委員長としての記者会見の場であれば、それについてのコメントは特にないです。

○記者

委員長というのは、民営化の色々な手続を国民の利益の立場に立って見ていい、監視するものだと思うのですけれども、それでもコメントをされないのでですか。

○増田委員長

民営化された後の上場のストーリーがきちんと行われているかどうかを見るのが委員会のミッションです。

○記者

要するにノーコメントということですね。

○増田委員長

はい、そうです。

○記者

分かりました。

○記者

あと、石井社長はもう一つ、2割取ることは、株式会社かんぽ生命保険の内部留保を充実することは旧契約の人たちの利益にもなるのだと。保険の支払いにも貢献できるのだとおっしゃっているのです。だったら、そもそも機構に内部留保すればいいと私は思うのですが、増田委員長はどう思いますか。

○増田委員長

法律の建付けがあると思うのですが、旧契約については機構が承継しているのですね。機構は総務省が監督しているから、そこをどういうふうに考えるかというのは、総務省に対して色々と聞くべき話ではないかと思います。というのは、機構に対して承継させたわけですね、法律上は。それを監督しているのは総務省だから。うちの方は機構に対してのコミットはしていませんので。

○記者

増田委員長はたしか、郵政の実施計画を認可したときに総務大臣でしたよね。その2割を株式会社かんぽ生命保険が取るという仕組みを認可した立場なのですよね。

○増田委員長

認可したときはそうかもしれない。詳しい時期は忘れました。

○記者

そういう大事なことを忘れてしまったのですか。

○増田委員長

日にちはね。大事なことかどうかと言っても、法律にきちんとのっとってやっているので。だから、過去の、私が総務大臣のときの行為がどうかと。結局、問題は、総務省の方で今の石井社長が言わされたことについても適切に判断するかどうかということではないですか。

○記者

では、内部留保を機構に持たないで、株式会社かんぽ生命保険の方に内部留保するということについては、増田委員長はどう思いますか。

○増田委員長

機構に承継すると、法律上そのようになっているわけです。

○記者

いいえ、法律上ではなくて、内部留保をどちらにするかというのは、再保険契約だから法律事項ではないです。

○事務局

すみません。時間が限られていますので。委員長に対する御質問をされたい方はほかにたくさんおられると思いますので、すみませんが、打ち切らせていただきます。

○記者

もし全体的な調査審議の方の着地点の見通しのところで、これまでのところで変化があればということと、今後の「その他」のところにどういうことが議題に上がっているのかというのを教えていただきたい。

○増田委員長

今のところ、「その他」について具体的にこの事項と考えているものはまだ出てきていません。恐らく、次回、中間決算などについて話を聞くことになると思いますけれども、その後、必要であれば、他の事項について具体的にまた更に聞いていきたい。

あと、上場が行われたので、一方で、両省庁から審査要請があったことについて、その上場の様子も含めて少し見ていく必要がある。それから、非常に微

妙な期間だったので、対外的に発信は余りしておりませんでしたけれども、一応、市場の規律の中で会社の方が上場も無事終えたので、これからは、非常に微妙なものは中での審議ということにしていきたいと思いますが、いずれにしても、審議事項についてより具体的に審議をしていって、しかるべき時期に答えを返していきたい。まだ具体的なスケジュールをきちんと決めているわけではないですが、今月、来月、色々精力的に審議していきたいと思っています。

○記者

株式上場の状況というところは、郵政三社の評価が定まるまでにはある程度の期間がかかるみたいな意見を各市場関係者から聞くのですけれども、どの程度の期間をもってこの民営化委員会として評価するというか、考えているか。

○増田委員長

今の段階では大きな事故等もなく無事上場されたと。それから、市場でも好意的には受けとめられたような状況ではないかと思っています。しかし、今の関係でいうと、前例でNTTのようなこともありますし、その期間をかなりとつて様子を見ていく必要があるのではないか。

聞くと、アナリストなどは、しばらくはコメントを差し控えるというようなことにもなっているようですし、どのくらいの期間をとるかというのはそれぞれの期間で判断していくべきで、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月とか、色々な節目節目があると思いますけれども、上場全体については長く見ていかないと、どこかでNTTのようなことが起こるかどうかなどということもあると思います。やはり注目地点というのは少し長い期間とる必要があると思います。

あと、難しいのは、今日も全体相場が少し下がっているようですが、郵政の評価で出てくる部分と、市場全体がヨーロッパだと色々な状況で受ける問題、中国だと、ヨーロッパの問題で受けるところがあるので、その辺りを区分けできるのであれば冷静に分析した上で見ていかなくてはいけないと思います。

○記者

節目のとり方が、調査審議の結論を出すタイミングに影響するのでしょうか。

○増田委員長

いいえ、必ずしもそこは連動していなくて、調査審議は調査審議で、余り長く置いておくわけにいかないので、それはそれでやっていきます。調査審議に対しての答えを返した後も民営化委員会としては上場についてのミッションがいっぱいありますから、それはそれで市場の評価、あるいは規律とともに、我々の役割を果たしていきたいと思っております。

○記者

ありがとうございました。

○記者

2点お伺いします。

調査審議への回答の時期なのですけれども、年内、今月、来月、どのように踏まえたらいいでしょうか。

○増田委員長

微妙ですね。まだ言えるぐらい煮詰まってきていないから、もうちょっと審議しないと時期はわからない。中間決算とか色々聞くべきことがあるので。ここで書いているのは、情報収集すべき事項がまだ幾つかあるなということを改めて確認した段階なのです。正直、目途を言うのは難しいかもしれません。

○記者

今後の追加で審議しなくてはいけない事項が書いてありますが、このところに金融二社の限度額の引上げの是非が書かれていないのですけれども、この点については委員会として收れんはしているということなのでしょうか。

○増田委員長

今のはどちらかというと中身の話ですね。限度額の話。審議の中で、あれだけ広い範囲について意見を求められているので、その中には入ってくるけれども、時期をどうするかということについてはまだ。絞り込むにはもう少し時間がかかります。

○記者

方向性とかそういったこともまだ。

○増田委員長

それはまさにこれからです。

○記者

まだこれから。

○記者

最初の方におっしゃっていた今後の審議で、当面、審議の案件によっては内容の非公表もあり得るということですが、普通、上場すると会社の透明性をますます増さないといけないので、逆に非公表というのは、どういうケースで非公表があり得るのか。

○増田委員長

今のところ、具体的には特に考えていなくて、その時々で、案件によって判断しようかなと思っています。

○記者

開催の周知はするのだけれども、どんな内容が話されたかというのは、こういった説明ができないということですか。

○増田委員長

具体的に会社の方から聞いたりするときに、もしそういう項目があればそ

いう措置をするかもしれません。基本は従来どおりです。従来も資料によっては非公表にしているのはあるのですが、改めて市場の動向に影響を与えるようなもので難しいものがあれば、非公表にすることもあり得るということを確認してあります。

○記者

今までとやり方が何か変わらぬのか。

○増田委員長

いや、特に変わることはないです。

○記者

そういうわけではないわけですね。

○増田委員長

委員会を開催して、物によっては従来も非公表にしているのがあるから、それはそれで非公表にする場合もあるということです。

○記者

従来と同じように、非公表にせざるを得ないものは。

○増田委員長

中身によっては。

○記者

すみません。それがどうしてもイメージできなかった。どういうものが非公表になり得るのか。

○増田委員長

まだ特に考えていません。具体的な案件次第です。

○記者

今の質問に関連して。

これからヒアリングするということで今回幾つか項目が上がっているではないですか。上場に関してとか。今回例示されているものは、今までと同じように公表されるということなのですか。この中で非公表になるものはあるのですか。その場合、会見をやらないとか、どういう取扱いになるのか、そこら辺もちょっと整理してほしい。

○事務局

案件によって考えなくてはならなくて、例えば、全体的な市場の慣行として、株式市場に影響を与えるものについては一定期間控えるといった話もございますので、もしそういうことについて私どもが入手するようなことがあれば、それは非公表にせざるを得ないということがあります。いずれにしても、これについてはどんなものが出てくるか分かりませんので、それは個別に判断していくことになろうかと思います。

○記者

では、今回入っている項目の中でも非公表になるものもあるかもしれませんということですか。

○増田委員長

入っているというのはここに書いてあるものですか。

○記者

ええ、ここに書いてあるもの。

○増田委員長

ここに書いてあるものは、ものによってはそうかもしれないです。今、具体的にこれについて非公表にするか決めているわけではないけれども、案件によつては。多分、説明する方が非公表の取扱いでお願いしますとかいうことはそのとき指示するのだと思います。何かの形で。

○記者

分かりました。

○記者

確認なのですけれども、要するに株価に影響を与えるようなものと委員会で御判断された場合に非公表にするということですか。

○増田委員長

株価、市場の動向などでもし影響があれば、そういう判断をするものもあるかもしれないということですね。

○記者

例えば、規制の変更とか、経営の自由度を高めるとか、そういう内容についてということですか。

○増田委員長

それはちょっと分からぬ。まだ具体的に何か考えているわけではないです。

○記者

確認なのですけれども、前と何か変わったというわけではないですね。

○増田委員長

従来から非公表にしているものもなくはないです。

○記者

今回、改めて上場したことでそういう公表基準が変わるということなのでしょうか。

○増田委員長

公表基準というか、従来から公表基準は、相手方で非公表にしてくださいと頼んできたものを基本的には非公表にしています。

○記者

従来はそうしてきたわけですね。今後もそれは続けていくということを改めて言ったということなのですか。

○増田委員長

向こう側の意向が一番の中心。

あと、委員会の中だけで使う資料で、明らかに公表にふさわしくないなと思うものがあれば、それを非公表にすることはありますけれども、具体的に想定しているわけではないです。

○記者

株価に影響を与えるような事案を非公表にしていたら、逆に株式市場から問題視されるのではないかと思ったのです。

○増田委員長

そうでもないのではないか。向こう側で、株価に影響を与えるかどうかということについて、当然、市場の規律に委ねなくてはいけないから、会社として色々分析している資料などは多分出しづらいと思います。そのところは分からぬ。

○記者

経営戦略に関わるようなもの。

○増田委員長

多分、そういうものについて発表の時期などは守ってきちんと外に出していくのでしょうかけれども、それ以前の段階のものについて我々の方でヒアリングすると、多分、外に出ることに余計慎重になるかもしれない。こちらも必要な審議などについて支障が出てきても困るので、そのように言っています。基本的には公表にしておかないと、今、お話をあったように、上場企業ですから、そこは株価の状況をよく考えながらやると思います。こちらで審議していく上で、時期を見て発表する、事前に伝えるけれども、公表の時期は控えてほしいとかいうものがあれば、そこは考慮しなくてはいけないという感じです。

今までそういう形にしているものもあるので、取扱いが大きく変わるものではないのですが、基準を特にきちんと明文化して持っているわけでもありませんから。ただ、より突っ込んで聞きたいことについて色々控えるということがあると、こちらも困ってしまうので、一応そういうことにはしておきます。

○記者

会の開催自体は、これまでも事前に案内とかを頂いているので、それ自体は公表されるという認識でよろしいでしょうか。

○増田委員長

会の開催自体は公表になるでしょうね。